

令和6年度 小郡市議会基本条例検証シート

令和7年3月24日

議会の活動原則（第2条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問の通告書の見直しや資料の投影などに取り組み、より質問内容が市民に分かりやすくなるよう努めた。 ・質問者の時間を決めることで傍聴に来やすいように努めた。 ・市政運営に対する監視・評価では、予算及び決算審査特別委員会で、委員間討議で問題点を整理し、提言を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会モニター制度の導入や市民との意見交換会などの市民参加の機会拡充が必要である。 ・市民にわかりやすいように、行政用語の使用は控え、発言は簡単明瞭に行わなくてはならない。
議員の活動原則（第3条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・多くの議員から市民の多様な意見を反映した一般質問が出されるようになった。 ・タブレットを活用することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員間の討議において感情的な発言は控えるべきである。 ・タブレット活用においては引き続き研鑽と努力が必要である。 ・議員の活動原則にハラスメント防止を示唆した内容を追加するべき。 ・その時々々の社会情勢等で常に変化する市民のくらしや課題を的確にとらえるために、市民の声を聴くよう努めるべきである。 ・市民の代表として、市民、職員から信頼される言動を心がけること。
市民参加及び市民との連携（第4条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会と市民団体との意見交換会は定期的開催できている。 ・興味を持ってもらえる広報紙にすることで、更に多くの市民に議会活動に関する情報を届けることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政視察や議員研修会等の報告をリアルタイムにホームページで公開すべき。 ・市民との意見交換ができていない。開催方法を検討する必要がある。 ・市民との意見交換会は、各常任委員会単位で多様な政策課題に関連する市民および市民団体と実施すること。 ・議会発で市民アンケートなどによる意識調査も検討すべき。

議会及び議員と市長等の関係（第5条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の議案質疑においても事前通告制にして、議会と執行部とのやり取りが市民に分かり易くなるような形になってきた。 ・ 一問一答方式は執行部、議員、市民にも浸透している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二元代表制の元、議会も市長もそれぞれの役割を果たすべき。 ・ 議会一般質問の時間短縮により質問の開始時間は明確になったが、質問の論点が不明確なケースが見受けられるので、市民にとって分かり易い質問の仕方を研鑽していくべきと思われる。 ・ 反問権について、議員も執行部も再度学ぶ必要があるのでは。 ・ 一問一答方式であるが、限られた持ち時間で論点争点を明確にするのが不十分であると感じる。
市長等による政策等の説明（第6条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ プレスリリースなどの資料もしっかりとしている。 ・ 以前に比べ執行部からの事業説明は増えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会は執行部に対し、政策等の説明を積極的に求めていくべき。 ・ 大型事業の全体事業費や財源について執行部からの説明時期も遅く、また内容説明も不十分であるので、執行部としての説明責任を果たして欲しい。 ・ 議会への説明よりホームページや市民への説明の方が先行しているケースがあり、的確な時期に説明をするように求めるべきである。 ・ 長期的な案件や課題については中間報告を求める事も必要であると思う。 ・ 説明に当たっては、テキストだけでなく、図表や画像などを用いて理解しやすいよう求める必要がある。 ・ 重要な政策等については、事前に調査研究する特別委員会を設置するなどの取り組みが必要である。

予算及び決算における説明資料（第7条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・資料は少しずつ充実してきていると感じる。 ・予算資料や説明資料の提出については、一定の統一ができています。 ・予算書・決算書等の資料提供に関しては、事前に目を通すことができました。 ・タブレットで過去の資料を見られるようになり比較できるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初予算説明資料は、議会初日の配付では遅いのではないかと。 ・審査の際、説明者がタブレット、モニターを活用してプレゼンできる環境を整備する。また、関係ある種々のデータ、資料はファイルで持ち込み、質疑に迅速に対応できるようにする。 ・数値や語句の誤りが多く、事前チェックを厳格にするよう求める。 ・資料不足で説明ができないときがあり、策定までの経緯が明確でないところがある。説明を充分出来るよう準備が必要である。 ・決算資料については、主要施策報告書の施策の評価を重視する。 ・新規事業については、資料を基に丁寧な説明を求める。 ・施策の全体像や進捗状況及び見直し等の結果を示したものが少ない。 ・予算・決算審査特別委員会もインターネット中継をしていくべき。
法律第96条第2項の議決事件（第8条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・随時条例の制定、改廃を行っている。 ・既定の議決事件についての取り組みはできている。 ・重要政策等の決定に参画している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議決事件の追加については、議会としての認識を深めていく必要があると思われる。 ・議会として取り組みが不十分である。
自由討議による合意形成（第9条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・自由討議による合意形成は、議会がめざすべき形である委員間討議など手探りながら一定の成果を収めてきている。 ・予算・決算審査特別委員会及び各常任委員会で自由討議を行い、本会議で委員長報告をすることができている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議案に対する反対者がいる場合、努めて自由討議を行う必要があるが、反対者の固執が見受けられ討議になっていないこともある。

委員会の活動（第10条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・年度計画に沿った委員会視察報告や調査活動及び委員会ごとの市民団体等との意見交換は具体的な成果を収めることができた。 ・視察後の、関係部署との意見交換はできている。 ・参考人制度は活用できている。 ・常任委員会による各種市民団体との意見交換会において、直接市民の意見を聞くことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体との意見交換をする中で、課題等の把握は出来ているが、担当課に報告するのみで、その後の課題整理が出来ていないので、政策提言につなげていくことが必要である。 ・参考人制度及び公聴会制度の活用については、引き続き今後の課題として取り組んでいくべきである。 ・委員会間の情報共有と連携が必要である。
議員研修の充実強化（第11条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・議員研修は定期的に行われ、内容もバラエティに富み、しっかりとした研修ができた。 ・常任委員会ごとに工夫された内容で幅広い研修ができた。 ・議員研修会を定期的に行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政策立案を意識した研修にしていかなければならない。 ・研修後に報告書の提出のみで終わっている。委員間討議を行うなど、意識共有をすることができていない。 ・議員研修自体、先進地の視察研修や市民団体との意見交換などを中心に取り組まれているが、議会改革のための研修も取り組んでいくべきである。 ・研修テーマについては担当委員会以外からも意見を聞いてはどうか。 ・市民を巻き込んだフォーラムや講演会等も検討すべきである。
議会事務局の体制整備（第12条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・タブレットの導入によりペーパーレス化が進み、事務局からの連絡事項や報告事項においてはデータによる送受信で双方が事務の軽減となっている。 ・議会と連携の取れた体制になってきた。 ・少ない人員で、円滑な議会運営に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体及び議会の情報収集に一層頑張ってもらいたい。 ・法制執務機能を担う人材の確保が必要だ。 ・調査活動等積極的に事務局との連携を図る。

議会広報の充実（第13条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・写真やイラストを効果的に使って、読み手である市民を意識した紙面づくりが出来ている。 ・議会広報特別委員会の設置により、広報活動が充実してきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だよりは、市民に伝わるデザインを組み入れた編集を行い、市民の声を紙面に反映すべきと思う。 ・議会広報の基本的なルールを厳守すること。 ・議会でもSNSやLINEなどを活用することも考えてはどうか。 ・現在の議会ホームページでは、議会改革の内容が見えてこないのので、ホームページの内容を充実させることが必要。 ・HPに常任委員会の年間活動計画とそれに基づく所管事務調査の報告を載せるなど、より積極的に情報発信していきたい。 ・市民モニターの意見をHP上や広報紙面に載せ、双方向での広報とすることを試みたい。
その他 これまでの取り組みについて	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・一方的な反対がなくなった。 ・今回は様々な点で、議会基本条例の原点に立ち返り活動が行えた点が多かった。 ・ハラスメント防止対策について市の検討委員会と連携し議会としての指針を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会連絡会への執行部からの報告事項が非常に多く、議会連絡会の在り方について執行部と協議のうえ再検討すべきと思う。 ・政策提言をよりできるようにはどうすべきか。全議員が自分事として考えるべきではないか。 ・オンライン会議の在り方の検討が必要である。 ・常に基本条例に立ち返りながら議会の在り方を問い続けていきたい。 ・時代の流れに合わせて常に改革が必要であると感じる。検証をしているが改善等は進んでいない。 ・議会基本条例にハラスメント防止に関する事項を追加する。 ・予算・決算審査特別委員会も常設の委員会として、補正も合わせた継続的なものにしてはどうか。 ・市長選がある時の3月議会は骨格予算である。6月の肉付け予算については各委員会での審議ではなく議員全員で予算審査特別委員会を

	<p>立ち上げてもいいのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none">・議会改革の新たな課題に対し、条文の付加、修正について他議会の状況について情報収集する。・質疑は簡潔明瞭に伝えるよう努めるべきである。・資料請求は全議員の総意で行うことを理解していない議員がいる。・各委員会は年間計画テーマの調査研究に全力で取り組む。・委員会の年間スケジュールをより柔軟にすべきではないか。
--	--